

# 保育ルーム「あいりす」 病児保育 利用判断基準

## 1・受診当日に満たしておく条件

|      |         |                            |
|------|---------|----------------------------|
| 第一条件 | 1：診断名   | 今回の症状で医療機関を受診しており、診断が明確である |
|      | 2：体温    | 39度以上の高熱を出していない            |
|      | 3：食欲    | 水分摂取・哺乳が可能で、脱水症状がない        |
|      | 4：消化器症状 | 嘔吐はほぼ消失し、水様性の下痢ではない        |

## 2・第一条件を満たしていて、お預かり可能な診断名

|        |        |         |       |        |
|--------|--------|---------|-------|--------|
| 急性鼻咽頭炎 | 急性気管支炎 | 感冒      | 急性中耳炎 | 手足口病   |
| 伝染性紅斑  | 突発性発疹  | ヘルパンギーナ | 胃腸炎   | 溶連菌感染症 |

## 3・第一条件 と、 その他の条件を満たす必要がある診断名

|                                   |                                  |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| ウイルス性嘔吐下痢症<br>(ノロウイルス・ロタウイルス疑い含む) | 嘔吐・下痢が消失し24時間以上経過している            |
| 膿痂疹(とびひ)                          | 皮疹が乾燥し、湿潤部位は被覆できる                |
| RSウイルス感染症                         | チアノーゼを伴ったり、睡眠を障害するような、重症な呼吸症状がない |
| アデノウイルス感染症                        | 眼の充血・眼脂等の症状が出ていない                |

## 4・厚生労働省の登園基準に準ずる診断名

|              |  |
|--------------|--|
| 麻疹(はしか)      | 発疹のピークを越えて、解熱後3日経過                           |
| 風疹(三日ばしか)    | 発疹のピークを越えて、解熱後2日経過                           |
| 水痘(みずぼうそう)   | 全ての発疹が痂皮化している                                |
| 流行性耳下腺炎      | 腫脹後5日間が経過し、経口摂取が可能                           |
| 百日咳          | 特有の咳が消失するまで。または、5日間の適切な抗菌性抗生物質製剤による治療が終了するまで |
| インフルエンザ      | 発症後4日目で、解熱後48時間経過している                        |
| 流行性角結膜炎      | 発症から2週間経過し、症状(眼脂・充血・眼瞼腫脹等)が消失                |
| 咽頭結膜熱(プール熱)  | 主症状(発熱・咽頭発赤・眼の充血・眼脂)が消退後2日経過                 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快後1日経過している                   |

### 【お問い合わせ先】

自治医科大学 医師・研究者キャリア支援センター  
病児保育担当看護師 外線：0285-58-7561  
内線：3943